

改 正 案												現 行											
別表第 3																							
1・2 〔略〕																							
3 の 1 東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域墨 1 0 4 号線沿道地区																							
(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(あ)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度	建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(あ)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
1 次に掲げる建築物 ア ～カ 〔略〕 キ 旅館業法 (昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号) 第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業の用途に供するもの	〔略〕																						
2～5 〔略〕																							
3 の 2 東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域住工商共存地区																							
(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(あ)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度	建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(あ)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
1 次に掲げる建築物 ア ～カ 〔略〕 キ 旅館業法第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所	〔略〕																						

別表第 3																							
1・2 〔略〕																							
3 の 1 〔同左〕																							
(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(あ)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度	建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(あ)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
1 次に掲げる建築物 ア ～カ 〔略〕 キ 旅館業法 (昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号) 第 2 条第 4 項に規定する簡易宿所営業の用途に供するもの	〔略〕																						
2～5 〔略〕																							
3 の 2 〔同左〕																							
(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(あ)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度	建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(あ)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
1 次に掲げる建築物 ア ～カ 〔略〕 キ 旅館業法第 2 条第 4 項に規定する簡易宿所	〔略〕																						

営業の用途に供するもの	
2・3	〔略〕

3の3 東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域幹線道路沿道地区

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(あ)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(あ)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
1 次に掲げる建築物 ア ～カ 〔略〕 キ 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用途に供するもの	〔略〕										
2・3	〔略〕										

4～6の7 〔略〕

7の1 東京都市計画文花二丁目南地区地区整備計画区域ものづくり研究開発地区

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(あ)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(あ)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのい		500平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な	東京都市計画文花二丁目南地区地区計画図2	基準時（法第3条第2項の規定により第3条第1項、第5条第1項	40メートル。ただし、基準時以降の新築及び増改築により生じる日影のうち、敷地面積が1,0						

営業の用途に供するもの	
2・3	〔略〕

3の3 〔同左〕

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(あ)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(あ)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
1 次に掲げる建築物 ア ～カ 〔略〕 キ 旅館業法第2条第4項に規定する簡易宿所営業の用途に供するもの	〔略〕										
2・3	〔略〕										

4～6の7 〔略〕

〔新設〕

れかに該当する営業の用途に供するもの		建築物の敷地として使用する場合においては、この限りでない。	図2」という。）に示す壁面の位置の数値	又は第6条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きこれらの規定（これらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）以前に存する周辺環境に配慮する外壁のうち遮音壁等	00平方メートル以上の建築物の敷地外に係る日影については、基準時において存する建築物（基準時において建築中である建築物の完成後のものを含む。）により生じる日影より増加してはならない。この場合において、日影を測定する測定面の高さは、地盤面から6.5メートルとし、日影は、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影による。								
--------------------	--	-------------------------------	---------------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

沿道地区

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの		60平方メートル。ただし、公衆便所、巡查派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合においては、この限りでない。	計画図2に示す壁面の位置の数値	基準時以前に存する周辺環境に配慮する外壁のうち遮音壁等	17メートル。ただし、基準時以降の新築及び増改築により生じる日影のうち、敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物の敷地外に係る日影については、基準時において存する建築物(基準時において建築中である建築物の完成後のものを含む。)により生じる日影より増加してはならない。この場合において、日影を測定する測定面の高さは、地盤面から6.5メートル						

					とし、日影は、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影による。						
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

7の3
東京都計画文花二丁目南地区地区整備計画区域明治通り沿道

地区

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの		60平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合においては、この限りでない。	計画図2に示す壁面の位置の数値	基準時以前に存する周辺環境に配慮する外壁のうち遮音壁等	28メートル。ただし、基準時以降の新築及び増改築により生じる日影のうち、敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物の敷地外に係る日影については、基準時において存する建築物(基準時において建築中で						

〔新設〕

[illegible]